



平成 29 年 12 月 13 日

各 位

上 場 会 社 名 四国電力株式会社
代 表 者 取締役社長 佐伯 勇人
(コード番号 9507、東証市場第一部)
問 合 せ 先 経営企画部 企画グループリーダー 井原 剛志
(TEL 087-821-5061)

広島高等裁判所での抗告審における 伊方発電所 3 号機運転差止仮処分の決定について

本日、広島高等裁判所での抗告審において、伊方発電所 3 号機の運転差止めを命じる仮処分の決定が出されましたので、お知らせいたします。

1. 仮処分命令の決定がなされた日
平成 29 年 12 月 13 日

2. 仮処分命令の決定がなされるに至った経緯
平成 29 年 3 月 30 日、広島地方裁判所において、広島市内および松山市内の住民ら 4 名による伊方発電所 3 号機の運転差止めを求めた仮処分の申立てが却下されました。これを受け、同年 4 月 13 日、住民らが広島高等裁判所に即時抗告を行い、同年 7 月 12 日および 9 月 13 日の 2 回の審尋を経て、本日、住民らの申立てを認めるとの決定がなされたものです。

3. 仮処分命令の決定の内容
伊方発電所 3 号機を運転してはならない。

4. 今後の見通し
これまで、当社は、伊方発電所 3 号機における基準地震動の合理性や火山事象に対する安全性の確保等について、裁判所に丁寧に主張・立証を行うとともに、抗告の棄却を求めてまいりました。
今回の決定において、当社の主張が認められなかったことは、極めて残念であり、到底承服できるものではありません。
当社といたしましては、早期に仮処分命令を取り消していただけるよう、決定文の詳細を確認の上、速やかに異議申立ての手続きを行います。
なお、本件仮処分の決定による業績等への影響については、伊方発電所 3 号機の停止期間が不透明であることから、現時点において、明確に見通すことができない状況です。今後精査した上で、業績予想および配当予想を公表いたします。

以 上

<参考1>平成30年3月期連結業績予想（平成29年4月27日公表）

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	親会社株主に帰属 する当期純利益	1 株 当 たり 当 期 純 利 益
当 期 予 想 (平成 30 年 3 月期)	百万円 710,000	百万円 26,500	百万円 25,000	百万円 17,500	円 銭 85.00
前 期 実 績 (平成 29 年 3 月期)	684,537	20,009	15,924	11,349	55.11

<参考2>平成30年3月期配当予想（平成29年4月27日公表）

	年間配当金（円）		
	第2四半期末	期 末	合 計
当 期 予 想 (平成 30 年 3 月期)	15 円 00 銭 (実 績)	15 円 00 銭	30 円 00 銭
前 期 実 績 (平成 29 年 3 月期)	0 円 00 銭	20 円 00 銭	20 円 00 銭